

昭和三十七年三月

大学における一般教育について

国立大学協会

一般教育は、だれもが認めているように、新制大学の重要な特質をなしている。と同時に新制大学の盲点ともいうべきものの一つが、この一般教育に存していることも、同様に、周知知られているところである。まことに一般教育の問題は、こんにち、新制大学がさしせまつて解決しなければならぬ最も重要な問題といえよう。

かような事情のもとに、国立大学協会は、かねて第一常置委員会で蠟山委員長のもとに、この問題の調査・研究を進めてきたのであるが、第十九回総会（昭和三十四年十一月）において新に「一般教育特別委員会」を設けて、この問題と本格的に取り組むことになつた。委員は左記の諸氏であり、私はその委員長を依頼された。なお、委員のうち蠟山委員はお茶の水女子大学長を退任されたので、専門委員に廻つていただき、また遠藤委員の退職・退任に伴うて黒川委員が就任され、さらに、外国語教育と保健体育の審議と関連してそれぞれ前田教授と加藤教授を臨時委員にお願いした。

- | | | | | |
|----|---|--------|----------|----------------|
| 委員 | 長 | 森戸辰男 | 広島大学 | 長 |
| 委員 | 員 | 蠟山政道 | お茶の水女子大学 | 長（前第一常置委員会委員長） |
| " | " | 平沢興 | 京都大学 | 長 |
| " | " | 関口勲 | 山形大学 | 長 |
| " | " | (遠藤隆次) | 埼玉大学 | 長 |

委員	黒川利雄	東北大学長
"	村上俊亮	東京学芸大学長
専門委員	玉虫文一	東京女子大学教授
"	佐々木重雄	慶応義塾大学教授
"	木村健康	東京大学教授
"	藤田健治	お茶の水女子大学教授
臨時委員	前田陽一	東京大学教授
"	加藤橋夫	東京大学教授

委員会はこの問題に関する第一常置委員会の調査・研究を出発点として審議を進め、昭和三十四年十二月十六日から（昭和三十五年一月十四日、同二月十三日、同四月十八日、同五月十六日、同六月七日、同十一月七日、同十一月二十九日、同十二月十五日、昭和三十六年一月十三日、同二月二日、同二月二十八日、同三月二十九日、同四月二十六日、同五月二十七日、同九月十三日、同十月七日、同十一月六日）にいたる前後十八回の会議を開催し、1「大学における一般教育の目標と実施について」 2「一般教育における管理・運営の組織について」 3「一般教育、基礎教育科目について」 4「教養課程における外国語教育について」 5「教養課程における保健体育について」 6「一般教育に関する報告の版結と要望」を議題として順次審議した。そして出来上がった審議の結果は、主題毎に、総会の都度会報またはプリントの形で、および口頭をもつて中間報告がなされ、最後に、二十三回総

会（昭和三十六年十一月十七日・十八日）において全報告の承認が得られたのである。

報告中の各項目については、第一項目は、玉虫委員、第二項目は佐々木委員、第三項目は玉虫委員、第四項目は前田委員、第五項目は加藤委員、第六項目は関口委員に、それぞれ原案の作成をお願いし、審議の結果を参酌してさらに修正していただいた。最後に、私が全体をとりまとめ、多少の修正も加えて編集したうえ、もう一度各委員に目を通していただいた結果が、この小冊子である。

ここでおことわりしておきたいのは、各委員の非常なご努力をいただいたにもかかわらず、いろいろの制限から、われわれの調査・研究が上記の六項目以上に及ぶことができなかった。われわれは上記六項目のほかにも、例えば、一般教育における横割り・縦割りの問題、選択科目制の問題、一般教育に割り当てられた時間数の問題、単位制の問題等々のような、重要な問題のあることをよく承知している。それにもかかわらず、この特別委員会の仕事ですでに二年以上に続いており、いちおう予定した重要問題の審議も終つたので、このあたりでこの委員会を打ち切るよう総会に申し出て、その承認を得た。まことに、心残りでもあり、申し訳ないとも思うが、大方のご諒恕をいただきたい。

終りに、われわれ委員としては、この報告がいふいろいろな事由から、多かれ少かれ、不振と混迷と自信喪失の状況のうかがわれぬ一般教育とその関係者に、何らかの方向指示と、問題解決への何らかの示唆と、それに伴う一般教育担当者の認識と自信と勇気の回復に、いくらかでも役立つであろうことを、ひそかに期待している。と同時に、本報告の重要問題につい

て述べるところが、具体的な解決よりも、問題提起や示唆にとどまるものが多く、また重要な問題で殆んど触れられていないものがある、という憾みもなしとしない。それゆえ、この報告の意義は、一般教育関係者にたいして出来合いの問題解決の虎の巻を提供することよりも、むしろ問題を提出し、その所在と意義を明らかにし、各関係部局や関係者の研究への熱意を刺戟し、改善への努力を促進する機運を創出することにある、と信じている。われわれは、一般教育とそれが中核をなしている教養課程の改新と振興のため、大学当局と一般教育を担当する部局と教官に多くを求めているが、それとともに、「阪結と要望」に述べられているように、国と政府にたいしても、一般教育の改善と振興のため、積極的な援助と協力を要請してやまないのである。

昭和三十六年十二月 日

森 戸 辰 男

目

次

1	大学における一般教育の目標と実施について	1
2	一般教育の管理・運営の組織について	4
3	一般教育・基礎教育科目について	9
4	教養課程における外国語教育について	12
5	教養課程における保健体育について	15
6	一般教育に関する報告の版結と要望	18

1. 大学における一般教育の目標と実施について

一、一般教育は、戦後の教育改革によつてわが国の大学教育の中に新にとり入れられた教育計画である。それが制度として実施されてから十年余を経過した現在、日本の多くの大学の実情を直視するとき、われわれはその目標と実施について、ここに改めて考察する必要があると感ずる。

いうまでもなく、大学の任務は研究と教育を行うことにある。教育に關しては、大学は、学生に對して、彼らの将来の職業と關連して各種の分野における専門教育を施す任務をもつてゐる。が同時に、職業と直接的關連をもたない一般教育を施さなければならぬといわれる。何故であるか。

十九世紀半ば以降、大学が次第に専門的に分化された組織をもち、その教育内容も極めて特殊化された専門分野の知識・技能に重点をおくようになった。日本の大学はちょうどそのような世界的な歴史的情勢の中に誕生し、かつ近代産業国家としての日本の建設時代を通じて成長して來たのであつた。それがために、大学の職業教育機関としての色彩が、ことさらに強められたのは、避けがたいところであつた。

大学における教育内容の極度の専門分化にもなつて、各専門家相互の間、あるいは専門家と非専門家との間の隙は深まり、互に他を理解することが困難となつた。そのような事情は総合的な文化の発展、健全な社会の建設を阻むものであるとの観点から、ヨーロッパあるいはアメリカの諸大学においては、リベラル・エジュケーションの伝統を想起しつつ、大学教育の在り方を反省し、改革しようとする試みが、とくに第一次世界戦争以後いろいろな形で現れてきた。一般教育の運動はその代表的なものであつた。日本の大学が、第二次大戦後において、一般教育計画をもつていたつたのは、直接には外的影響力のためであつたが、われ

われ自体としても、早晚考慮せざるをえないものがあつた。旧制高等学校が一般教育の役割を果たして来たという見解はしばしば聞かれる。これに反して、専門教育機関としての大学においてそれが新に問題となつたのは、戦後の教育改革らしいのことであつた。この点に特別の意義が見過されるのである。一般教育の問題は、何よりも、そのような歴史的展望の中において、考察されなければならぬ。

三、大学における一般教育の目標は、すべての学生に対し、その専門の如何にかかわりなく、人生と学問体系における自分の専門の正しい地位を理解させるとともに、将来彼らが社会人として行動するとき必要と考えられる教養を与えることである、といわれる。それは特定の知識・技能を意味するものでなく、人生と学問体系との関連において深く、専門を理解し把あくするための、また複雑な社会の中において適正な批判力と判断力をもつて行動するための、知性・知恵ともいうべきものである。一般教育と専門教育とは、互に相補的關係に立つ。一方が特殊化された専門知識の修得・技術の訓練であるに對し、他方は諸科学の全般展望とそれらの相互關係に對する理解を与えるものである。一方が知識体系の教育であるに對し、他方は価値的判斷の能力を養うものである。

一般教育はしばしば専門に對する基礎あるいは準備となるべきであるとして解されている。

そのような解釈も、広い意味では肯定されてよいであろう。しかし、われわれはむしろ、一般教育を上述のように本来の意味に解釈することによつて、その特徴を明らかにし、その教育内容と方法を検討することが必要である、と考える。

三、一般教育の教科目を、人文・社会・自然の三系列にわたつて均整のとれた形態に配置する、という方法は、いさゝか是認さるべきである。しかし、現在のように、相当多数の科目がそれぞれ独立のものとして存し、

しかも、それらの自由選択が許されている場合には各教科目の内容はそれぞれの専門分野についての単なる概論となる傾向がある。かような状況は、一般教育の本来的目的に対しては、必ずしも適切でない。というのは、一般教育においては、将来の職業専門を異にする多くの学生に対して、共通な問題について思考し、討議する機会を与えることが望ましいからである。その観点からは、むしろ、なるべく従来の伝統的学問分野の区分によらない「総合コース」を設けるといふような方法が適切である、と考えられる。

四、一般教育を右のように解するとき、大学において、学生がうける各専門教育に対して、直接、間接の基礎あるいは準備として役立つべき教育を如何なる形で行うか、ということが問題となる。この問題は一方、高等学校教育との関連、他方、各専門分野の教育との関連において考えられねばならない。この目的に適するような教科目は「基礎教育科目」とよばれてゐる。

上述の意味の一般教育科目と基礎教育科目は、外国語および保健体育の科目を加えたものが、いわゆる「教育課程」である。

五、上述のように、一般教育科目と基礎教育科目を分離して考えるといふことは、さしあたり、一般教育の現状の批判から生じたのである。

しかし、さらにもつと根本的に考えると、大学教育を一般教育と基礎教育と専門教育に三分するといふ考え方もなりたちうる。そうすると、いわゆる教養課程にふくまれる基礎教育は、一般教育の派生物としてよりも、もつと独自の意味をもつて見うるであろう。

それによつてもかくとして、前述の総合コースとしての一般教育科目、ならびに各専門別に考えられる基礎教育科目に代して、それぞれどのよう単位 単位制度は維持されると仮定して——を割当てるかは、実際に

即して考究されなければならぬ問題である。

この点で現行の大学基準は、一般教育、基礎教育の問題と関連して再検討されるべきであろう。さらにまた、総合コースの形態をもつた一般教育を実施するためには、各大学において、また、諸大学が協力して特別の研究、準備を要する。これらのことを考えると、上述のような教育計画が急速に行われることを期待することとはむずかしい。したがって、各大学は、現状に即応しながら、順次に上述のような方針に向つて試験的試みを行い、一方において、一般教育の本来の目標に近づくように努力すると同時に、他方において、基礎教育の強化も考慮し、各専門教育の効果をあげることを助すべきであろう。新制度の大学が健全に発達するためには、このさい、一般教育の在り方と、これと関連する基礎教育の在り方に、十分の反省を加えるとともに、専門教育の在り方についても、同様のことが望まれるのである。

2、一般教育の管理・運営の組織について

一、大学における一般教育は、十分な教育効果をあげていない、という批判が現在おこなわれている。一般教育がかような状態に低迷しているのは、過去においてその目標が明確にされていなかったためばかりでなく、目標達成のための適正な方法を確定する努力が足りなかつたこともその大きな原因であつた。と同時に、一半の原因はまた、一般教育の改善徹底のための組織が十分に整備されていなかったことに求められる。した

がつて一般教育を改善徹底するためには、その管理・運営の組織を確立し、責任の所在を明らかにしなければならぬ。

三、けれども各大学における一般教育実施の様相は、大学の型とも関連して、さまざまである。したがつて一般教育の管理・運営の問題を検討するにあつても、それぞれの場合に応じた適切を考慮が加えられる必要があることはいうまでもない。

まず一般教育実施の様相を教育課程の面からみると、

(1) いわゆる「教養課程」の中で一般教育等を終り、其の基盤の上に専門教育をおこなうことを建前とする方式と

(2) 後学年においても、ある部分の一般教育を専門教育と平行しておこなう方式と

(3) これら両者の中間的な方式との三つに大別することができぬ。

わが国の現状では、これら三者のうち(1)の「教養課程」方式―教育期間の問題はともかくとして―によつてゐる大学が多数を占め、(2)(3)の方式は、ある型の大学にかぎられてゐる。したがつて教育課程の面における上記の差異は、大学の形態的種別と関連してこれを検討するのが適切である。

三、次に、一般教育の管理運営の組織の問題を討究するにあつては、それぞれの大学の学部権成の観点から、大学を次の五つの型に大別して考えるのが便利である。

(1) 文・理・法・経その他の学部をもつ総合大学

(2) 文理学部とその他の学部からなる複合大学

(3) 学芸学部とその他の学部からなる複合大学

(4) 文理学部・学芸学部をもたない複合大学

(5) 単科大学

四 (1)の総合大学のなかには、教養学部が一般教育を担当しているものと、いわゆる教養部がこれを担当しているものがある。ただしそれらのうちで教養学部として制度上に独立しているものは極めて例外的で、大部分はいわゆる教養部の部類に属している。

ところで、この教養部は、現在、制度上の学部ではない。しかし、それらの多くは、教養学部と同じように多数の学生と多数の専任教員をもち、他学部教員の協力をえて、学部準じた形で「教養課程」を担当している。けれども同時に、かような状態のもとでは、一般教育の改善・徹底や「教養課程」在学中の学生補導等にたいする責任の所在が明らかにならざらぬといふらみがある。

そこで、対策としては、これらの教養部を独立の一学部とすることも考えられるが、これにはまたいろいろの問題がある。そこで実際的には、教養部のもつ上記の欠陥を改め、これを一層有効なものとするために、いわゆる教養部が学部準ずる処遇を与えられる部局として、制度上正式に認められることを要望したい。そしてこのためには、教養部には、必要数の一般教育の専任教員がおかれ、これらの専任教員をもつて組織する教授会が認められ、さらにこの部の教務・事務を掌理する部長がおかれること等々が必要とされるのである。

五 (2)。(3)にかかげた複合大学においては、一般教育がいわゆる教養部・一般教育部などで担当されているものと、特定のさる学部で担当されているものがある。尤も、ここからいう教養部は前項に述べた教養部とは、

名前は同じであつても、管理・運営の立場からすると、実質的にはだいぶ違つてゐるようである。といふのは、本項にいう教養部は、少数の専任教員をもつてゐる場合もあるけれども、多く、一般教育は主としてこれを兼担する専門学部教員によつて運営され担当されてゐるからである。

次に、第二型、第三型の複合大学の大部分では、前者では文理学部、後者では学芸学部が、一般教育を担当してゐる。これらの大学においても、一般教育が責任をもつて有効におこなわれためには、一般教育を担当する実質的専任者を定め、連絡のための専門学部の教員も加えて、責任をもつて一般教育の管理・運営にまたる委員会が設置され、これが法制化されることが望ましい。

本項の前段に述べた教養部と、後段に記した一般教育委員会とは、実質的には、前項にあげた準学部的な教養部になつてゐない。けれども、一般教育がより有効におこなわれためには、それらが当該学部内において相当程度に自主的な存在と機能を認められることが望ましい。なお、これら両者が準学部となるに必要なる条件を備えるよふな実情になれば、それらがさきに述べた準学部としての教養部に充てられることも十分考慮されてよからう。

六 (4)の複合大学には、一般教育に関連して、前項の複合大学に近い性格のものと、一般教育を各学部で実施してゐるものとがある。第一のものは、前項にかかけた型の大学に似たよふな、一般教育の管理・運営の組織をもつてゐるであろうし、第二のものは単科大学の場合と同じよふに、一般教育の研究連絡のための委員会的組織をもつてゐるであろう。なお本項における教養部も一般教育委員会も種々の理由から、それらが制度的に準学部的なものに発展することを期待することには必ずしもかたくなではないか。とりわけ単科大学ならば各学科で一般教育を実施してゐるところでは、一般教育委員会が責任をもつ半ば自主的な組織となる必

要もないうちに思われる。

七、以上を要約すると、一般教育の実施は、教養学部をもつ大学を除けば、

1. 多数の専任教員をもつ教養部が担当している場合
2. 文理学部が担当している場合
3. 学芸学部が担当している場合
4. 単科大学の場合

の四つの型に類型化することができるとは、しかし、管理・運営の組織としては、第二・第三の場合を共通に扱
いうるから、結局、三つの型を考えればよい。そうしていずれの場合においても、一般教育等の教育課程を
編成しその実施を管理し一般教育の改善と徹底を期するための責任と自主性をもつ機関―その置かれて
いる事情と条件にしたがつて、形態や程度は同じでないとしても―の確立が強く要望される。この要望はまた
「教養課程」方式を採用している大学では、同課程在学中の学生指導の面からも重視されるのである。

以上は、一般教育の管理・運営の組織の望ましいありかたの大筋について、現状を基礎としつつ、多少具
体的な所見を述べたのであるが、その具体的な細かい点に、とりわけ上記の一般教育の担当機関の性格・地
位・組織・運営等については、各大学がその教授陣・施設・学生数その他の事情と環境に即応して適当に考
慮すべきであることはいうをまたない。

3、一般教育、基礎教育科目について

現在、多くの大学において、一般教育がその本来の目標に対して、十分効果的に行なわれていないというところの原因の一つは、その科目編成の方法にあると考えられる。現行大学設置基準によれば、一般教育科目は、人文・社会・自然の三系列に分かたれ、各系列にそれぞれいくつかの単一科目が指示されている。それらの単一科目の教授法は多くの場合、「概論」の形式をとるために、それらは結局、各専門学科への入門として役立つにすぎないという傾向がみられる。また学科目によつては、その内容が高等学校ですでに履修されたことと重複するということも現実にみられる。一系列内の各科目については、原則的に自由選択性が認められているが、学生に対する十分の指導が行なわれないうが、学生は形式的に単位を取得するが、一般教育のねらいとするような知識の総合性に対する理解をうることはむずかしいのである。このよう傾向のために、一般教育は本来の目標からはずれるばかりでなく、専門教育への準備としても能率の上からないものとなつてゐる。

この点を改善する方策は決して単純ではない。現行の基準に示された科目編成でも、各科目の教授法が改善され、かつ学生指導が十分に行なわれるならば、一般教育の目的は達しえられるはずである。しかし、実際にそれが十分に行なわれていない今日の状況では、科目編成の上に若干の修正を加え、多数の「単一科目」の代わりに比較的少数の「総合科目」を設けるといふのも、その一案であらう。

総合科目を設ける場合、その「総合」の方法には、人文・社会・自然の各系列にまたがるような総合、あるいは、各系列内における単一科目間の総合というような、いくつかの段階が考えられる。しかし、いずれの場合

合も、総合科目の特徴は、なんらか特定の問題に向かつて各専門分野からの知見を総合し、それぞれの分野に立場、方法を明らかにすると同時に、それらの間の関連性を示すことであろう。このような「総合科目」は、たとえ、そのあつかう問題が比較的せまく限定されていても、一般教育の目的にふさわしい内容をもちうるものであるから、一つの総合科目の設定によつて、いくつかの単一科目の役割を代行することができるであろう。その結果、一般教育科目としての単位数は比較的減少し、それによつて、一般教育科目と別に基礎教育科目を設定する可能性が生まれる。

「総合科目」を計画し、実施するには、種々の困難がともなうことは明らかである。仮りに上記のような学科編成を行なうことを目標としても、その実現に対しては漸進的方法をとらねばならない。また、科目によつては、総合の困難なものもあるから、一般教育科目を「総合科目」のみに限定するということは、おそらく適当ではないだろう。しかし、現在のように、多くの単一科目を併置して学生の自由選択にまかせる方法は、少なくとも部分的に修正することが必要と考えられる。

「総合科目」の内容に関しては、たとえば、大学基準協会刊行「大学に於ける一般教育」（昭和二六年）、民主教育協会刊行「大学における一般教育」（一九五七年）の中に、人文・社会・自然の各分野において、それぞれいくつかの試案例が示されている。また、昭和三十三年度以後お茶の水大学において実施された実例もある。「総合科目」をどのように企画し、それを実施するかは各大学において各専門分野の教授者が協力して研究すべき問題である。

次に、基礎教育科目は新しく設定されるべきものであるが、この科目は、せまい意味では、直接専門教育の基礎として役立つものと解される。

しかし、広い意味では、その中に人間の思考、表現力の基礎となるようなものをもふくむと解される。前者の意味での基礎教育科目については、それぞれの専門分野に応じて、何を基礎教育科目とするかが、考察されるべきであつて、それをここに概括的に述べることにはできない。おそらく現在、一般教育科目として示されている学科目の中から各専門分野に応じていくつかの科目をえらび出すことができるであろう。なお国語、外国語（表現力としての）は広い意味での基礎教育科目の一つと考えることができるであろう。

基礎教育科目を設定することの一つの視点は、現在、一般教育の名において行なわれている専門準備教育的学科目を、内容的にも、また科目配置の点からも、いつそう合目的のものにすべきだということである。

しかも、そのような基礎教育科目の設定によつて、いわゆる教養課程と専門課程との間の断層をうめる一方、一般教育に対しては、その本来の目標を達成するに適わしいような、独自性のある立場を与えることができるであろう。なお、専門と直接的につながる基礎教育科目については、学科目の種類のみでなく、それに対する単位配分もまた、それぞれの分野の専門教育科目との関連において考慮されるべきものである。

以上に記したことを要約し、一つの学科課程試案を次に記してみよう。

一般教育科目

総合科目——人文・社会・自然の各系列にまたがる総合科目、あるいは各系列別の総合科目（自然について

は、物理的と生物的の二分野においてそれぞれ総合を行なうこともできる）

単一科目——総合の困難ないくつかの科目、あるいはそれ自体が総合性をもつ科目

基礎教育科目

基礎専門的のもの——各専門分野に応じて定める

基礎教育的なもの——国語、外国語、その他

備考

保健体育は基礎教育的なもの部類に入れることができるかも知れない。

上記の一般教育科目と基礎教育科目によつて、いわゆる「教養課程」が構成されると考えることができよう。

4、教養課程における外国語教育について

一、目的 教養課程における外国語教育の目的としては、次の三つが考えられる。

1. 専門教育への準備のため
2. 国際交流の具としての語学能力養成のため
3. 感受性・思考力を訓練するため

1. については、高校教育の水準、個々の大学の性格、専門の種別等によつて、その必要度は異つてくる。いづれにしても、高校教育の現状をもつてすれば、相当程度は教養課程内に持ち込まなければならぬであろう。

2. については、戦後その必要度が急激に高まつたのにもかかわらず、現状では、諸外国に比べて甚だしく立遅れている。将来、国際交流に最も有効に貢献し得る立場にある大学生に対して、異質文化の理解力と語学能力養成の機会を与えることの重要性が痛感される。

3. については、学生の視野を広めるだけの目的ならば、翻訳で外国思想を吸収させた方が能率的であるとの反対論がある。しかしこの議論は、異質文化の理解力と鑑賞力とを養うためには、直接その国語を通して行うのが最も有効な方法である、という点を見落しているばかりでなく、外国語で高度の内容のあるものを読み、それを自国語に訳し、さらに進んでは自国語を外国語に訳すという、一見機械的な作業を繰返すことによつて、言葉にごまかされず、言葉の持つ真の意味を常に考える習慣を身につけさせる、という貴重な教養的役割のあることも忘れていたのである。このゆえにこそ、長い間、西洋ではギリシヤ、ラテン語の古典の学習が、最高教育を受ける者にとつての最も重要な一般教育となつていたのである。旧制高校や大学予科での、英・独・仏等の古典講読も、多分にこの性格を持つていた。このほか、西洋語に直接触れることによる、精密な論理性の訓練も看過しえない。

二、現 状 旧制高校では、二ヶ国語を合計週十五乃至二十時間三年にわたつて履習させていた。新制大学の教養課程では、一乃至二ヶ国語を週四乃至十時間二年間履習させるにすぎない。独・仏等の第二外国語に至つては、履習開始時期が旧制に比べて一乃至二年遅れているうえに、多くの場合、最大限週六時間を二年間履習させるにすぎない。また、一学級の人数も新制の方が一般に多くなつてゐる。既ね、旧態依然たる教授法を改善することによつて、ある程度の効果は期待できよう。しかし、この訓練の絶対的不足が何等かの方法で是正されないかぎり、英語の実用能力の不足と第二外国語の全般的学力不足は避けがたいであろう。

この訓練の不足は、教養課程全体の不振とも関連している。旧制高校では、毎日二乃至三時間の外国語の授業が通常一組三十人以下の小教室で行われ、個別的に訓練されていた。これは、一、三の貴重な教養的役割を果していたばかりでなく、教師と生徒、生徒相互の接触交流にも貢献していた。米国の教養課程では、外国語以

外の授業でさえ、小人紋の組での個別的訓練が中心となつてゐるのに反し、我が国の新制大学では、外国語の時間数が大幅に縮小されたうえに、一組の学生数も五十名を越えることが多く、さらに他の授業にいたつては、数百名の大教室での講義でつまされる場合すら少くない。こうした個別的訓練の不足が、教養課程の不振の主な原因の一つである、と考えられる。

三、改善策 教養課程における外国語の時間数を増す為には、他の教科との関係を考えなければならぬばかりでなく、外国語教官を更に増員しなければならなくなる。第一の問題は一般教育全般の問題となるので、ここでは触れないが、他の教科でも外国語の原書講読などを試みては如何であろう。第二の問題については、次のような対策も解決策の一つとなりえよう。すなわち米國で全般的に行われてゐるように、そして我國でも自然科学の実験や体育の実技である程度行われてゐるように、小クラスでの個別的訓練を、教授・助教授・講師にかぎらず、助手または大学院博士課程の学生に行わせることを考慮すべきである。

また、新制高校で、第二外国語を、せめて一年でも履習するようになることが望ましい。しかしそれには、大学入学試験にさいして第二外国語の履習が役立つようにならなければ、実現は困難であろう。

上述の外国語教育の三目的のいずれに重点を置くかは、夫々の大学が定めるところであり、それに応じた教員の配分に考慮が払われなければならない。

四、外国語の実用能力の育成

外国語の読解力と、会話・作文等の表現力とは、必ずしも同時に養成しうるものではない。外国語の実用能力の養成は、実に多くの時間と多額の費用とを必要とする。そのためには、(1)教官の海外派遣と、(2)外人教師の招聘とを推進するとともに、それと並行して、(3)レコードやテープレコーダーを多量に使う、いわゆるラン

ゲージ・ラボラトリーを各大学が持つようになることが望ましい。なお、実用能力と教官としての学的能力との両立には往々困難がある。よつて学部専門課程および大学院の教育において特別の配慮が加えられることが望ましい。

五 教授法の研究 米國其他で敢近進展している外国語の科学的教授法を参考にして、我國の現状に適応した教授法を確立するために、国際交流の具としての外国語教授法の研究所または研究施設が新設または補強されることを望ましい。

六 外国語の種類 現在我國の大学では文科においては英・独・仏語、理科においては英・独語が主に取上げられているが、一考を要する問題である。文科では英・独・仏語の他にロシア語・中国語・スペイン語等が、理科でもロシア語とフランス語が、もつと取上げられてよいであろう。

5、教養課程における保健体育について

一 目的と必要性 大学における保健体育科目は、学生の健康を保持増進し、さらに将来の健康生活実践の素地を培うことを目的とする。

二 最近の調査によれば、現在の大学生のもつ保健知識はきわめて貧弱であつて、将来社会の指導者としても、

また現在自己の健康を保つ上からも、寒心に堪えない状態にある。したがつて、保健理論を中心とする保健体育の講義は現状において必要と認められる。

また、大学生の体力は受験等の影響により必ずしも良好といえない。しかも、この年齢が発育の完成期に当る点からしても、生活の中に運動の実践をとりいれる必要がある。週一回の体育実技はこの要求を充たし、学生生活の中に、(1)運動の習慣を織り込む緒口となるとともに、(2)チームゲーム等を行なうことによつて、学生間に好ましい人間関係を醸成し、社会的性格育成の一助ともなる。もしこれを選択科目にするならば、運動を必要とする学生を運動から遠ざけてしまふこととならう。それゆゑ、当面の課題は、保健体育科目の内容の充実を図り、その効果をあげるように努めることに求められる。

三 問題点と改善策 新制大学殆足いらい、保健体育科目は既ね順調に発達し効果をあげつつある。しかし、これを個々の大学ごとに見ると、その間にかんがりの開きが認められ、かくれた大学では指導内容、教師の質と量、施設用具等に問題点が見うけられる。

四 指導内容については、第一に学生の健康度や体力に応ずる指導に不充分な点が認められる。改善のためには、保健体育担当教師の中に医師の資格をもつ者を専任として加えることが必要である。このことによつて、学生の健康度や体力別による組分け、通学可能の疾病異常者および虚弱者の指導、保健体育講義の改善、さらには健康管理などの仕事が円滑となり、身体的に問題のある学生の指導に効果をあげることができる。

五 一般の学生にたいする体育実技の指導については、戦前を行なわれた体操中心の訓練主義をとるもの、あるいはその場かぎりの遊びに終るような指導がまゝ見うけられる。これにたいして、体育の指導内容は学生の興味をひくスポーツを中心とすべきである、と思う。そしてこの指導にさいしては、スポーツ精神を涵養すると

ともに、自発的に規律ある行動とスポーツ技術の向上に努める態度を喚起するよう、工夫がなされねばならぬ。

六 体育の教官の中には大学において専門の教育を受けていないものがあり、質的に必ずしも良好とはいえない。現状では、学会や協議会等の研究活動を通して、その向上を期するのはもちろん、その中に医学教育を受けた人を加える等、教官の充実を図るべきである。なお、文部省においては、大学の体育教官養成のための機関を拡充することが望ましい。

七 スポーツ中心の実技指導には施設や用具を多く必要とする。しかるに、この点で不十分な大学がかなり認められる。特に、運動用具購入費が教官研究費に依存していることが、購入費不足の原因になつてることが多い。よつて、この費用は別途に体育実習費として予算化されることが望ましい。

八 以上のような欠陥の原因の一つに、保健体育にたいする大学側の理解の不足ということも考えられる。したがつて①保健体育担当教官は一層努力して内容の改善を図つて、学内の理解を得るよう努めるべきである。それと同時に②大学当局においても、保健体育の必要性をよく認識して、これが充実を期さなければならぬ。

6、一般教育に関する報告の帰結と要望

以上、(1)大学における一般教育の目標と実施 (2)一般教育の管理運営の組織 (3)一般教育基礎教育科目 (4)外国語教育 (5)保健体育の五項目について、審議の結果を報告した。しかし、右のほかにも (一)一般教育を入学の当初にまとめて授けるべきか、四年間にわたつて授けるべきか □教養課程にどの位の期間を充たすべきか □学科目の自由選択制の可否 (四)単位制などについても、検討された。しかし、これらについては、まだじゅうぶん論議を尽くしていないので、その結果をここに報告するまでにはいたらなかつた。参考のため、今日までの討議の要点を付記すれば、ほぼ次のごとくである。

右の(一)については、一般教育を四年間にわたつて授けることには長所もあるが、現状のもとでは、入学当初に一般教育をまとめて授ける制度、いわゆる横割りの方が、多くの場合、実情に即しているようである。それゆえ、当面の課題としては、横割り制度を如何にして効果的ならしめるかについて、一層の研究・工夫がなされるべきであろう。□については、本報告において述べられているように、総合コース、その他本来の意義における一般教育が実施されれば、一般教育は一段と効率化されうるであろう。したがつて、一般教育とならんで重要視されなければならない基礎教育を、さらに強化しうる余力を生ずるであろう。□については、選択制は原則としてこれを維持するも、選択の範囲を縮小すべきであろう。四の、現行の単位制については、(1)単位の配分と運用に関し、(2)単位制を有効ならしめる諸条件に関し、(3)単位制そのものに関し、問題がある。(1)に関しては現行制度の下においても、ある程度各大学の自主的運営を認めるように、特に、総合コースを実施する場合においては、三系列に配当された単位数より自由に運用できるようにするこ

とが考えられ、(2)に關しては、なかんづく、図書館の整備が特に重要であり、(3)に關しては、単位制に学年制を加味するなどのことが論議された。

以上の諸点は、教養課程における学生の輔導・課外活動などの問題とともに、今後の検討に俟ちたい。

新制大学発足以来すでに十二年余を経た。しかるに、大学教育の現状はいくたの問題をふくみ、今日なお各方面から批判を受けている。専門教育については、急速な社会や学術の進展の上からみて、とうてい現状をもつて満足すべきでないとはいへ、その教育内容、方法ならびに人的・物的諸条件は、旧制の大学・高等学校・専門学校らしい、いちおう多年の経験と蓄積をもつてゐる。これに反して、新たに導入された一般教育については、その重要性にもかかわらず、在米の大学・高等学校・専門学校の教官ならびに施設・設備の一部を充たしたのみで、何ら根本的な改善が行われることなく今日に及んでいる。また遺憾ながら、教官の間にも一般教育の本質についての認識も自覚も徹底してゐるとはいへないし、その教育内容・方法についても、必ずしも十分な研究がなされてゐない実情にある。この二つの原因が相俟つて、今日の低調な一般教育の現状をもちきたしたといつても過言ではない。もし現在、新制大学の教育が所期の使命を果すに欠けるところがあるとするれば、学生の人間形成専門の基礎を培うべきこの一般教育ならびに基礎教育に一半の責任があるとすら考えられる。

われわれ国立大学の教育に携わる者としては、一般教育の意義についての全教官の認識を新たにし、この教育の内容・方法ならびに管理・運営の組織などに全面的な検討を加え、各大学の実情に即して、速かに改善の具体的方策を講じなければならぬことを痛感する。もとよりそのためには、教育条件において整備を要する点が甚だ多いのであるが、しかし現状の下においても、われわれの熱意と創意工夫とによつて為しうることも

多いことを反省しなければならぬ。他面、学生に対しては、一般教育の重要性を認識させ、授業に対する熱意を喚起することが必要であろう。また、広く社会に対しても、この教育の意義についての認識を広め、その理解と協力とをうるように努めなければならない。

最後に、特に強調したいのは、一般教育ならびにこれを中核とする教養課程の本旨を実現するためには、關係教官の教育的努力とならんで、行財政措置の裏付けが必要欠くべからざるものだ、ということである。よつてこのさい、国立大学の設置者たる国は、この教育本来の使命を果すに足る人的・物的諸条件の整備を可及的速かに実現されるよう切に要望する。

一般教育ならびにこれを中核とする教養課程の本来の趣旨を実現するため、措置すべき事項を具体的に掲げれば、およそ次のごとくである。

第一 組織運営に關する事項

学内における一般教育の管理運営の組織の確立・法制化

(註) 一般教育の責任態勢を確立するための組織を整備し、これを法制化することが必要である。例えば教員の学部をもつ大学には教養部(一般教育部)を設置し、これに教養部長・相当級の専任教官・教授会を置くがときである。なお、専門学部との連絡調整をはかるため、一般教育運営委員会のごときものを設ける必要もあろう。

第二 教育の内容・方法に關する事項

(1) 一般教育についての教官の理解・熱意の啓発、教育の内容・方法についての研究促進

(註) 継続的な研究会(大学母・地域的・全国的、また総合コース・各系列別・科目別などに区分して)

を実施する。

- (2) 総合コースの設定・基礎教育の強化・選択科目の縮減
- (3) 一般教育課程学生の補導の組織化
- (4) 教室・研究室・講座内およびその相互間の教官の連絡・協力の促進
- (5) 老練教官の一般教育科目の担当

(註) 要すれば、停年を、一般教育に従事する限り、延長することも考えられる。

第三 人的条件に関する事項

- (1) 教官定数の増加

(註) 一学級学生数の縮減・総合コースの実施・進路別学級編成の徹底・実用語学教育専任教官(助手を含む)の確保・自然科・学系列科目の実験・人文・社会系列科目の演習・保健担当の専任教官の確保等のため教官の増員が必要となる。

- (2) 一般教育研究のため担当教官の研修、特に在外研究の促進

- (3) 外国人語学教師の雇傭

- (4) 大学に大学教育(特に一般教育を含めて)の内容・方法などに関する研究組織の設置

第四 物的条件に関する事項

- (1) 教室の整備

- (2) 実験室・演習室の整備

- (3) ランゲージ・ラボラトリーその他近代的教育設備の充実

- (4) 図書館の整備

(註) 特に指定書を充実し、閲覧室を整備する。

(5) 運動場に体育館・プール・体育用具の整備

(6) 学生会館・学生相談所・学生保健診療所の整備

(7) 学生経費の増額

(註) 現在は、教養課程の全学生に対する学生経費は、人文系学生の単価で計上されており、実験・演習などは殆んど考慮されていない。また体育実習費は積算の基礎に考えられていない。